平成２０年（フ）第４８５号
山形市あかねヶ丘１丁目17番27号
破産者　有限会社オートランド山形
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５０４号
山形市あこや町３丁目14番50号
破産者　株式会社東洋ネオン
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０号
石川県鳳珠郡能登町字柳田主部93番地
破産者　櫻井　廣明
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２０年（フ）第１９２号
福岡市中央区赤坂２丁目５番59号
破産者　堀江商事株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３０７３号
福岡市中央区平和３丁目２番17号
破産者　有限会社インテック
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４０７号
福岡市博多区須崎町７番22号
破産者　株式会社三論総研
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５８６号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城132番地
破産者　株式会社ＡＯＰ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６号
茨城県守谷市立沢1131番地の６
破産者　有限会社明文堂守谷書店
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第４９１号
栃木県真岡市原町278番地３
破産者　小倉　友子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第７８８号
栃木県鹿沼市加園280番地２
破産者　大貫　義一
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８０４号
栃木県宇都宮市鶴田町2644番地２、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宝木町１丁目2592番地
破産者　小林　克弘
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８０５号
栃木県宇都宮市鶴田町3054番地　ウィルコート鶴田102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宝木町１丁目2592番地
破産者　小林幸八郎
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９０号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1286番地　大原市営住宅81号
破産者　中村　順子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1390番地
破産者　有限会社ベルテック
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第６６号
栃木県佐野市高萩町507番地
破産者　大森建設株式会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第６１０号
神奈川県相模原市上矢部２丁目６番２号
破産者　王子建設株式会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第７４９号
新潟県燕市吉田下中野1567番地14
破産者　ナンバ・テクニカ株式会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２５号
長野県飯田市松尾新井7136番地
破産者　株式会社英鈑金塗装
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第３５１号
山口県下関市彦島迫町１丁目15番１号
破産者　有限会社もりたや
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
山口県下関市一の宮町２丁目９番12号
破産者　伸和瓦工事有限会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
横浜市鶴見区駒岡５丁目９番21―203号
破産者　有限会社村井金型
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６号
新潟県長岡市栖吉町1756番地12
破産者　佐藤　清春
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係